## [中央公民館展示案内]

1階町民ラウンジで 展示しています。

#### 《書道コーナー》

【掲示期間】4月に引き続き5月31日まで

殿岡 春草さん (荒砥) 平井 優苑さん (畔藤) 井上 善峰さん (鮎貝)



## デマンドタクシー 運行・予約受付カレンダ



日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11)	12	13	14)	15)	16
17)	18	19	20	21)	22	23
24)	25)	26	27)	28	29	30
31)						

#### ●予約受付日 日曜~金曜日(丸印の日)

- ※利用する際は、前日までご予約ください。ただし、 当日午後1時以降の便を利用する場合は、当日 午前9~11時まで予約すれば利用可能です。
- ●受付時間 午前9時~午後5時
- ※通常のタクシーとは異なり、乗り合いタクシーの ため出発時間や到着時間に幅が生じます。時間に 余裕もってご利用ください。

デマンドタクシー予約センター ☎85-0365

## 3月の「町長交際費」と「町長の主な動静」

問 総務課総務係 ☎85-6120

#### ●町長交際費

支出日	区分	支出額	内容
3月 16日	香典	20,000 円	元町議会議長弔慰金
3月 25日	献花	20,000円	元町議会議長弔慰生花

支出日	区分	支出額	内容
3月 25日	香典	3,000円	職員ご親族弔慰金
	香典	10,000円	元職員弔慰金
	計	53,000 円	

#### ●主な動静

月日	行 事 名
3月 1日	白鷹高等専修学校卒業証書授与式
3月 2日	第2回感染症対策本部会議
3月 5日	議会運営委員会
	第2回白鷹町議会定例会(初日・本会議)
3月 6日	議会運営委員会
	第2回白鷹町議会定例会(2日目・本会議)
	予算特別委員会(補正予算)
3月 9日	第 3 回感染症対策本部会議
3月 10日	総務厚生常任委員会
3月 11日	産業建設常任委員会
	第 4 回感染症対策本部会議
3月 12日	予算特別委員会(新年度予算)
3月 13日	予算特別委員会(新年度予算)
3月 16日	第5回感染症対策本部会議
3月 17日	議会運営委員会
	第2回白鷹町議会定例会(最終日・本会議)

月日	行 事 名
3月 19日	新特養「白光園」安全祈願・法人創設 40 周年 並びに新特養「白光園」建設工事竣工記念式典
3月 22日	町誕生 65 周年記念式典並びに白鷹町まちづくり 複合施設全面オープン記念式典
3月 23日	第6回感染症対策本部会議
3月 24日	区長会連合会総会
	西置賜行政組合管理者会
3月 25日	西置賜行政組合議会3月定例会
	課長会
3月 27日	第145回山形鉄道株式会社取締役会
3月 28日	白鷹町鮎貝土地区画整理事業竣工記念碑除幕式
3月 30日	第7回感染症対策本部会議
	白鷹町産業振興戦略会議
	白鷹朝日大江広域観光推進協議会総会
3月 31日	地域おこし協力隊退任あいさつ
	第8回感染症対策本部会議
	退職者辞令交付式
	第9回感染症対策本部会議

# 春の地域安全運動

【期間】4月中旬から5月上旬

### 運動の重点

- ●住宅を対象とした侵入犯罪の防止
- ❷特殊詐欺、悪質商法などの被害防止
- ❸自転車・オートバイなど乗り物盗の防止
- ④子ども・女性を対象とした各種犯罪の防止
- 6少年非行の防止

春の開花期には、解放的な気分になるとともに、 行楽シーズンや入学時期を迎えて少年非行や空き 巣などの侵入犯罪の被害が懸念されます。さらに、 うそ特殊詐欺や悪質商法事犯、児童生徒に対する 声かけ事案も依然として後を絶たない状況にある ことから、防犯意識の高揚を図り、各種犯罪の防 止に努めましょう。

### 白鷹町の子どもたちは 地域みんなで育てましょう

#### ◆春のあんしんネット・新学期一斉行動

新学・進級に伴い、新たに自分専用のスマート フォンなどを使い始めた子ども達が、トラブルに 巻き込まれたり犯罪被害にあっています!

インターネッとは便利な反面、危険も多いです。 必ずフィルタリングを付け、家庭内でのルールを 守り、気を付けて使いましょう。

#### ◆4月は、未成年者飲酒防止協調月間です

未成年者の飲酒喫煙は法律で禁止されています。 お酒やたばこを販売する際には、身分証などで来 店者の年齢確認をお願いします。

### 地域ぐるみで登下校の 子どもたちを守りましょう

白鷹町防犯協会は、各地区コミュニティセンタ 一の車を防犯パトロール車に登録して、青色回転 灯を点灯した「コミセン青パト」で、下校時間帯 に防犯パトロールを行ない、子ども達の安全を見 守っています。

# -令和2年度-交通安全 "よく見て 確認 ゆとり行動 県民運動

【期間】令和2年4月1日から1年間

## 運動の重点

- ●運転者の基本ルール遵守徹底
- ❷高齢者と子どもの交通事故防止
- ❸飲酒運転の撲滅
- 4自転車利用時の交通事故防止

県民一人ひとりが、もっとも基本的な「交通ルー ルの遵守」を再確認し交通マナーを向上させ、交 通事故を防止して安全で安心して暮らせる交通社 会を目指しましょう。



## 歩行者の方は・・

車が来る方を見て、 手をあげて運転者に合図!

## 運転手の方は・・・

一時停止後、手で横断を促そう!